

しょうがいしゃしせつ 障害者施設 だいはくる 第7波に苦しむ。奈良県における「クラスター」から

がつ にちはっこう 7月12日発行の「ふきのとう便り」で奈良県での「障害者施設クラスター発生」を記事にしました。そのときを、上回る勢いで第7波が襲ってきています。

ふきのとうでは、今のところクラスターは防いでいるものの、次々と感染者が出ています。職員の家内感染、通所メンバーの感染、グループホームメンバーの感染と続いています。

グループホームメンバーは、帰宅不可のメンバーさん(2名)だったため、1か所の作業所を「療養」に当て、10日間スタッフが終日張り付きました。

未だ終息の見えないコロナです。この間の「クラスター」発生を県のホームページから拾い出しました。

前回20件の「クラスター」報告でしたが、17項目の施設で更に8名の方がその後罹患され、73名が報告されています。(Mはメンバー Sはスタッフを表す)

どこまでが第6波でどこからが第7波なのか明らかではありませんが、8月上旬ごろから非常に増えてきているのが分かります。

①7	6月20日	73名	M50名	S23名	③9	9月6日	32名	M22名	S10名
②1	6月29日	32名	M22名	S10名	④0	//	38名	M33名	S5名
②2	7月13日	7名	M5名	S2名	④1	//	13名	M7名	S6名
②3	8月2日	8名	M6名	S2名	④2	9月9日	77名	M57名	S20名
②4	8月10日	39名	M28名	S11名	④3	//	11名	M9名	S2名
②5	//	8名	M5名	S3名	④4	//	12名	M6名	S6名
②6	//	27名	M20名	S7名	④5	9月12日	7名	M7名	
②7	8月16日	90名	M47名	S43名	④6	//	10名	M6名	S4名
②8	//	13名	M4名	S9名	④7	//	11名	M8名	S3名
②9	//	8名	M7名	S1名	④8	9月16日	30名	M19名	S11名
③0	8月19日	11名	M6名	S5名	④9	//	6名	M5名	S1名
③1	//	6名	M4名	S2名	⑤0	//	8名	M7名	S1名
③2	//	13名	M6名	S7名	⑤1	9月22日	39名	M29名	S10名
③3	8月26日	15名	M9名	S6名	⑤2	//	12名	M7名	S5名
③4	8月26日	16名	M10名	S6名	⑤3	//	6名	M3名	S3名
③5	//	9名	M6名	S3名	⑤4	9月28日	68名	M48名	S20名
③6	8月31日	6名	M2名	S4名	⑤5	//	6名	M6名	
③7	//	9名	M6名	S3名	⑤6	//	12名	M8名	S4名
③8	//	14名	M10名	S4名					

一九八四年八月二〇日 第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六の日)発行



けんぽう 憲法を考える

けんぽう 憲法を考えると、今日の平和を守り続けてきた最大の力は、現在の「日本国憲法」の存在であることは言うまでもないことであります。

そこで、今日の社会情勢のもとで、日本国憲法についても一度要点を学び合いたいと思います。

1947年(昭和22年)5月3日施行されたから、77年を経過した日本国憲法の理念と値打ちは近年ますます世界に誇れる平和憲法としてその輝きが増えています。

日本国憲法には三つ基礎となる原則があります。

- ① 誰もが自由で幸せに生きる権利の保障、人間が生きていくうえで当然に持っている権利、いわゆる「基本的人権」と、
- ② 国が成り立つための条件には、まず領土(海・空含)があります。そして、そこに住む国民がいます。
- ③ そして、その国をどのような国にするのか、いろいろな意見をまとめて最終的に決定することが必要になります。その決定する力を「主権」といいます。国の政治の方向を決める権利は国民にあるという「国民主権」または「主権在民」と呼ばれる考え方があります。これは民主主義の土台であります。

そして、日本国憲法は全11章103条で出来上がっていますが、その中の第2章は、

しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人ふきのとう 理事長 松田 勝義

たった一つの条文しかありません。それが、第9条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」であります。この戦争を放棄するという宣言は、世界でもめずらしく、徹底した「平和主義」を追い求めるという日本国憲法の大きな特色となっております。



以上が日本国憲法の三つの原則の要点であります。現在の日本や世界には、さまざまな問題があります。

そんな今だからこそ、主権者の一人として、じっくりと考えてみることも必要ではないでしょうか。一人ひとりの人権を守ることの大切さ、戦争のない平和な日本と世界を作ることの大切さ、なによりも、障害者をはじめ多くの国民の生活と人権にとって、現行の憲法の果たしてきた役割と影響は、この約77年の歴史を見れば、それを証明していると思います。

編集人 社会福祉法人ふきのとう ふきのとう便り編集委員会
 連絡先 〒632-0052 奈良県天理市柳本町2036番地1 TEL 0743-67-1099 FAX 0743-84-7738
 HP <http://www.fukinotou.or.jp/>
 E-Mail fukinotou1099@fukinotou.or.jp
 発行人 関西障害者定期刊行物協会
 〒543-0015 大阪府大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F 定価：10円

KSKP (ふきのとう便り No. 53) 第3種郵便物承認
なかでも特に、憲法第13条「個人の尊厳・幸福追求権・公共の福祉」、第14条「法の下の平等、貴族の禁止、栄典」、第25条「生存権、国の社会的使命」、この3点は、私たちの日常生活の様々な分野で議論されています。「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」さて、みなさんは、

ふきのとうの動き

令和4年
7月6日 七夕
8月9日 はたらく障害者応援フェア
(イオンモール大和郡山)

はたらく障害者応援フェア(大和郡山)

「はたらく障害者応援フェアにぎわい市」がイオンモール大和郡山で開催されました。このフェアは奈良県内の障害者施設で作られた授産商品の販売会で、本来は9日・10日の二日間の開催でしたがふきのとうは感染対策と夏季休業前の作業の追い込みなどの関係で9日のみ参加することにしました。



しんがたころ びかんせんしゃたいおうきらく 新型コロナ感染者対応記録

9月2日(金)の朝、グループホームのメンバーから発熱者が出たため、抗原検査キットを持って検査をするよう指示を受けました。やったことがない作業なのでとても不安に思いながら感染対策用の服装一式を身に着けてグループホームに行ったことを今思い出します。検査の結果、陽性者が2名出たのですが、事前に打合せしていたことをベースにして臨機応変にみんなで対応しました。

通巻 12318号 2022年10月15日発行 (2)
最低限の文化生活を営んでいますか…
より豊かな生活(人生)を望む上で、絶対守らなくてはならないのが社会が平和であること、戦争のない平和な国であることが、何よりも大切で重要なことです。憲法改正(改悪)の議論が今まで以上に大きくなることを心配するのは私一人でしょうか。

8月11日・12日 大掃除
13日~17日 夏季休業
9月28日 県庁販売会

令和4年8月9日

当日は14施設の参加があり、ふきのとうからは人気のクッキー・ケーキ・創作チーム手作りの人形やストラップ・手作り味噌を販売しました。会場は平日でしたがお客さんにも恵まれ、商品を手に取って喜んで買っていただくことが出来ました。



令和4年9月2日

10日間24時間体制という支援を二人で行うことが決まり、どうやって支援をしていくか、ウイルスを持ち出さない・感染者を増やさないための話し合い、それを徹底することを決めてスタートしました。初めはメンバーが重篤化しないかを心配し祈るばかりでしたが、幸いにも3日間で快方に向かってくれました。

(5ページへ続く)

KSKP (ふきのとう便り No. 53) 第3種郵便物承認
(2ページからの続き)
陽性者を支援する、それはふきのとうでは初めてのことで、「レッドゾーン」に入るときはガウンと帽子、それからマスクと手袋は2重装着というスタイルでの支援をその都度行いました。これらの脱着もかなり大変でしたが、それ以外にも毎日いろいろなことがあり、その都度話し合いな

9月にグループホームメンバー2名が新型コロナウイルスに感染し、法人内の施設で10日間の療養生活を送ることになった。その2名の療養生活を支援するために、2名のスタッフがともに療養期間を過ごした。実際の療養期間に入ってみるとあらかじめ想定していた物品では間に合わないものがいくつかあり、私たち療養



コロナウイルスの猛威ははまだ終息の兆しが見えず、当施設でも感染予防対策として、日々マスクの着用・手指消毒・換気・ソーシャルディスタンスの徹底を呼び掛けていましたが、9月2日にグループホームのメンバーから2名の陽性者が出てしまいました。

ふきのとうでは初めて施設内療養を行うこととなり、2名のスタッフが10日間24時間体制で支援を行ってくれました。

その他施設内療養以外では、これまで陽性者が出たときの初動の対応として、ガウンの脱着方法、隔離する場所、清潔・不潔区域の分け方、必要物品の準備等細かく決めてきました。その甲斐もあり、みんな協力して全メンバー・全スタッフに抗原検査を行い、新たに通所メンバーからの陽性者を判別出来たことで、感染拡大を未然に防ぐことが出来たと思います。又、抗原検査

通巻 12318号 2022年10月15日発行 (5)
からサントアースIIで10日間を過ごしました。外にいるスタッフも、外からできることを助けてくれてみんなで乗り越えた10日間だったと思います。そして何よりウイルスを持ち出すことがなかったこと、クラスターとならなかったことに心からよかったです。

スタッフT

支援に入っていないスタッフが補充の買い出しに行き届けるなどした。10日間の療養生活を過ごしたメンバーやスタッフは本当に大変だったと思う。特に症状が改善してくると体は元気になってきているのに行動の制限があり、過ごし方が難しかったと聞いた。私たちとしてはなるべく不自由を感じないようにと物品や食料を送り届けていたが、どこまで要望に応えられていたんだろうかと感じている。今後も感染対策を徹底して行うが万一再び陽性者が出た場合は、必要な物品を揃えると同時に療養施設に入っているメンバーやスタッフの精神的ケアも念頭に置いて対応したい。

スタッフM

時や陽性者の生活必要物品を隔離施設へ運ぶ際、スタッフにはマスク・アイゴーグル・帽子・手袋・ガウンの着用を促し、感染拡大予防に努めるとともに自身の身を守る大切さを伝えました。

スタッフみんなの頑張りでクラスターへと広がることなく、10日間の療養で終わったことは、本当に素晴らしいことだと思います。

今回の反省点も多々あるので、それもふまえて次回(無いに越したことはありませんが…)につなげていきたいと思っています。

ご家族の皆様には、陽性者が出た際にはクラスター対策として施設閉所や自宅待機etcの措置をとらせていただくこともあるかと思いますが、その際にはご理解・ご協力を頂きますようよろしくお願い致します。

看護師I